

自治会・回覧

平成27年 8月
生活環境部

会員各位

■一時停止の重要性！



信号機のない交差点を通過する場合、一時停止標識があれば停止線の前で完全に停止して左右確認することが原則である。しかし、多くのドライバーは「ブレーキを軽く踏んで減速すれば十分」あるいは「ほぼ停止したから大丈夫」といった誤った考えや、「交差車両は来ないだろう」といった甘い予測のもとに減速しながら通過してしまうのが現実である。

完全に停止していない状態では、交差道路から接近してくる車両の確認は不十分となる。特に距離や速度の正確な判断はむずかしく、不正確になります。

<一時停止違反は3月以下の懲役又は5万円以下の罰金(過失罰あり)>

残念ながら、桜台町内においても、一時停止をしていないドライバーを見かけることがあります。

車を運転する人は事故を起こそうとして、運転しているわけではありませんよね。当然事故を起こしてから反省し、あの時こうすればよかった、という話を良く聞きます。

事故を起こした時痛いのは、自分ではなく相手です。

交通ルールを守り、事故を起こさない、被害者を出さない、加害者にならないように十分気をつけながら、安全運転を心がけましょう！